

無年金者対策の推進を求める意見書

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、平成24年2月に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱に明記されたものである。

平成19年に実施された調査における無年金見込み者を含めた無年金者数は、最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されている。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を10年に短縮すれば、無年金者の約4割に当たる17万人が受給資格を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合、例えば、アメリカ、イギリスは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れる。

安倍首相は、本年6月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、平成29年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半再延期することを表明したが、この無年金者対策については、本年8月に示された政府の未来への投資を実現する経済対策において、その実施が明記されたところである。

よって、政府においては、必要な財源の確保を含め、安心な社会保障の充実を図るため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、平成29年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。
- 2 低年金者への福祉的な措置として最大月額5,000円(年6万円)を支給する年金生活者支援給付金等については、財源を確保した上でできるだけ早期の実施を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 宛て(各通)
社会保障・税一体改革担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 村田進洋

同一労働同一賃金の実現を求める意見書

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ一人一人の活躍の可能性を大きく広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は待ったなしの課題である。

現在、非正規雇用労働者の時間当たりの賃金が正規雇用労働者の6割程度となっているなど、賃金やキャリア形成などの処遇は、正規と非正規雇用労働者との間で大きな開きがあるのが現状である。

今後、急激に生産年齢人口が減少していく我が国において、多様な労働力の確保とともに個々の労働生産性の向上は喫緊の課題であり、正規、非正規の雇用の形態にかかわらずキャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発、実施など、均等・均衡待遇の確保がますます重要になっている。

そのため、非正規雇用労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、さらに正規雇用への転換を視野に入れたワーク・ライフ・バランスに資する多様な労働者のモデルケースの普及等、同一労働同一賃金の考えに基づく非正規雇用労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施できるかどうか、地域社会や我が国の将来を左右すると言っても過言ではない。

よって、政府においては、日本の雇用制度に深く根づいている独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも十分に留意し、非正規雇用労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる同一労働価値による同一賃金の日も早い確立のため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。
- 2 非正規雇用労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇差の是正、待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて関連法案の改正等を進めること。
- 3 とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、非正規雇用労働者の昇給制度の導入等、賃金アップや処遇改善に取り組みやすくなるための支援について十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
働き方改革担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 村田進洋

チーム学校推進法の早期制定と学校運営体制の充実を求める意見書

グローバル化や生産年齢人口の減少など、社会経済の急速な変化が進む中で、学校現場が抱える課題も複雑化、多様化しており、子どもの貧困問題や保護者からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大している。

教員の勤務実態に関する国内外の調査では、我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、待ったなしの改革が必要である。

よって、政府においては、教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしながら、複雑化、困難化する課題に対応できる次世代の学校を構築していくため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画するチーム学校の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に制定すること。
- 2 教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。
- 3 部活動は、教員の負担軽減を図りながらその指導を充実させるため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得るための環境整備を進めること。
- 4 教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日

内閣総理大臣
総務大臣 宛て（各通）
文部科学大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 村田進洋

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、防災対策、環境対策、地域交通の維持等、果たすべき役割が拡大する中、人口減少対策を含む地方版総合戦略を策定するなど、新たな政策課題への取り組みを進めている。

新たな行政ニーズや課題に対して、地方自治体が的確に対応するためには、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

しかし、こうした状況にもかかわらず、経済財政諮問会議においては、2020年度のプライマリーバランス黒字化を実現するため、社会保障と地方財政を軸に歳出削減に向けた議論が進められている。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割であるが、財政再建目標を達成するためだけに不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、来年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、政府においては、地方財政の充実・強化を図るため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 社会保障、防災対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、地域の実情に応じた効果的な施策が安定的に実施できるよう、地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生ずることがないように対応を図ること。また、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 4 地方財政計画に計上されている歳出特別枠及びまち・ひと・しごと創生事業費の現行水準を確保するとともに、これらの財源措置を臨時・一時的な財源から恒久的な財源への転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振りかえること。
- 5 地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日

内閣総理大臣
総務大臣 宛て（各通）
財務大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 村田進洋

教育予算の拡充を求める意見書

日本は、OECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童、生徒数が多い一方で、障害のある子どもたちへの合理的配慮、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校への対応など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。

また、学習指導要領により授業時数や指導内容が増加していることから、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、子どもたちの豊かな学びを保障していくためには、教職員定数改善が不可欠である。

しかし、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いているため、本県を含むいくつかの自治体においては、独自財源による定数措置による対応を行っている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要であり、国の施策として財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

また、東日本大震災以降、学校施設等の被災、子どもたちの心のケアへの配慮、教職員の負担増への対応など、教育関連への影響がいまだに残っており、人的・物的援助、財政的な支援の継続が必要である。

よって、政府においては、来年度予算編成において、教育予算を国全体としてしっかりと充実させるため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のため、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 宛て（各通）
文部科学大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 村田進洋